

平成 22 年度政策評価・施策評価について

1 実施する評価

政策評価・施策評価（行政活動の評価に関する条例（平成 13 年宮城県条例第 70 号）第 4 条第 1 項第 1 号の規定により，前年度の政策，施策及び事業について，それらの全体の体系及び相互の関係を踏まえて包括的に行う評価）

2 評価の対象等

	政策評価	施策評価
評価対象	宮城の将来ビジョン及び同行動計画で定めた政策及び施策	宮城の将来ビジョン及び同行動計画で定めた施策及び事業
評価項目	政策の成果（進捗状況） 政策を推進する上での課題等と対応方針	施策の成果（進捗状況） 施策を推進する上での課題等と対応方針
評価基準	政策を構成する施策の成果（進捗状況）等	目標指標等の達成状況 県民意識調査結果 社会経済情勢等 施策を構成する事業の実績及び成果

3 宮城県行政評価委員会・県民の意見の聴取

県が自ら実施する評価の透明性，客観性を高めるため，県の評価原案について宮城県行政評価委員会に諮問するとともに（政策評価部会において，県の評価原案の妥当性について調査審議），県民意見の聴取を行う。

4 スケジュール

別添資料のとおり